

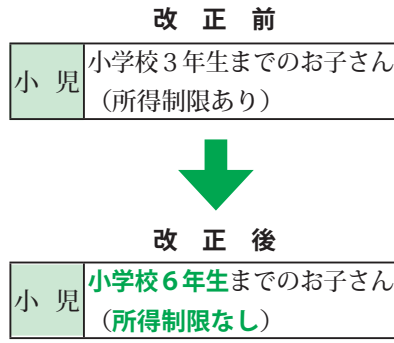
医療福祉制度（マル福） が変わります

現在、小学校3年生までのマル福制度が、10月1日から小学校6年生までに拡大されます。

さらに、0歳から小学校6年生までのマル福所得制限も同時に撤廃されます。

■拡大対象者

市内に住所のある小学校4年生～6年生のお子さん、所得制限で非該当になられていた0歳～小学校3年生のお子さん。



だきます。

ご理解いただきますよう、よろしく願います。

改正前

小児・妊産婦・母子家庭
・父子家庭の自己負担
●外来1日600円（一医療機関につき月2回を限度）
●入院自己負担金1日300円（月3000円を限度）
市で助成なし

改正後

●外来1日600円（一医療機関につき月2回を限度）
●入院自己負担金1日300円（月3000円を限度）
市で助成なし

■申請方法

該当者には、8月17日に申請書を発送しました。必要な書類を添付して、次の期間に申請をして下さい。

■申請受付期限

9月2日(金)まで

■日時・場所

▼月～金曜日（祝日は除く）伊奈庁舎（午前9時～午後5時）

- ▼8月21日(日) 谷和原庁舎（午前9時～正午）
- ▼8月28日(日) 伊奈庁舎（午前9時～正午）

9月中旬にマル福受給者証を送りするために、9月2日(金)までに申請してください。

※申請当日にマル福受給者証の発行は行いません。
※郵送での申請も受け付けています。

※平成14年4月2日～平成14年9月1日生まれで、平成24年3月31日までのマル福受給者証をお持ちの方は、今お持ちの受給者証を引き続きお使いください。新しい受給者証は、平成24年2月末の発送を予定しています。

58 21111 (内線1189) 伊奈庁舎企画政策課

事業仕分けを実施します！

市では、限りある財源を有効活用することをはじめ、職員意識改革や透明性のあるまちづくりを推進するため、現在取り組んでいる事業を外部の視点で見直す「事業仕分け」を実施します。

当日は、会場を公開し、どなたでも傍聴することができます。

市総合計画新基本計画（仮）に係る地区懇談会を開催します

将来のつくばみらい市をどんなまちにしていけるのか、新たなまちづくりの指針となる「つくばみらい市総合計画新基本計画（仮称）」を策定しています。

新しい計画をつくるにあたって、市では、より良いまちづくりのための、さまざまなアイデアや改善すべき課題など、これからのつくばみらい市を皆さんとともに考える場となる「地区懇談会」を左記のとおり開催します。市民の皆さんと行政が、共通の目標に向けたまちづくりを進めていくために、地域での課題・まちづくりに対する意見や提言などをぜひお聴かせください。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

1. 開催日程・会場

- ▼8月28日(日) 午前9時30分～正午・伊奈庁舎2階会議室
- ▼8月28日(日) 午後1時30分～4時・谷和原庁舎2階会議室

2. 懇談内容
懇談会では、市民の皆さんに

次のテーマについて、自由に話しあっていただきます。

■テーマ1：つくばみらい市ならではの地域性を活かしたまちづくりについて

■テーマ2：未来を担う子どもたちに誇れるまちづくりのアイデアについて

なお、市民の方、市内に通勤または通学している方など、どなたでも参加できます。事前の申し込みは必要ありません。居住地域に限らず、上記の時間で都合の良い会場にご参加いただけます。

問 伊奈庁舎企画政策課 ☎58 21111 (内線1242)

問 伊奈庁舎企画政策課 ☎58 21111 (内線1242)